

消費生活センター設置に伴い、毎月市政だよりで掲載していた「くらしの窓」は「消費生活センター通信」として、より暮らしに密着した情報を提供します。

消費生活センターってどんなところ？

消費生活に関する商品・サービスへの苦情や相談について、消費生活相談員が解決を図るのにふさわしい手続きや情報を消費者に提供したり、助言やあっせん、適切な機関の紹介などを行います。また、消費者被害の未然防止や

暮らしに役立つ情報の提供、講座などによる啓発活動を行います。

相談するときのポイント

相談する場合は、広告など契約を行うきっかけとなった資料・約款、説明書や契約書など関連書類を集めたり、インターネット上の画面や規約をプリントアウトするなどして被害時の状況を伝えられるよう準備しましょう。

相談するときのメモ(例)

- ◎契約したのは？
年月日：
- ◎何を契約した？
商品名：
- ◎どこから買った？
会社名：
連絡先：
担当者：
- ◎きっかけは？
(例)訪問販売
- ◎どんな説明を受けた？
(例)高血圧が治る



『多重債務に陥らないために』

日本には、20万人を超える多重債務者がいるといわれています。多重債務に陥らないためにも、以下のポイントに注意しましょう。

- ① 確実に返済できる計画がなければ借りない。
- ② 金利の計算を必ずする。
- ③ 利用明細、残債務・カードの管理などの自己管理を徹底する。
- ④ 返済のための借金をしない。
- ⑤ カードや名義を貸したり、容易に連帯保証人にならない。

複数の金融機関から借り入れをし、返済が困難になった場合でも、借金を法的に整理するなど「債務整理」を行うことで、多重債務問題は解決できます。

市では、月に1回無料の多重債務法律相談を開催していますので、ご自身の収入では返済できない借金を抱えている人は法律の専門家に相談しましょう。詳しい日時については、市政だより最終ページの「無料相談」をご覧ください。また、消費生活センターでも随時多重債務相談を行っています。





平成21年度消費生活相談のまとめ

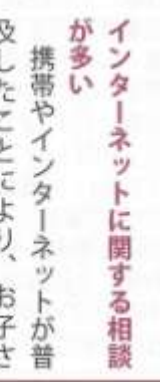
相談件数

平成21年度の新居浜市消費生活相談件数は687件で、平成20年度から74件増加しました。とくに多くなつた相談内容は多重債務や敷金、家賃などに関する相談など、複雑多様化しており、悪質商法の手口も巧妙化しています。

「金融・保険サービス」に関する相談が最も多い

内容分類別相談件数では、「金融・保険サービス」が220件と最も多くなっており、次いで携帯メールやアダルトサイトなどからの不当請求による「運輸・情報サービス」が82件と続いています。

平成21年度の特徴としては、多重債務相談が昨年度より、さらに増加しています。多重債務の原因としては、低収入（生活費・教育費などの不足）によるものが多く、早めの相談が必要です。



インターネットに関する相談が多い

携帯やインターネットが普及したことにより、お子さんのインターネットや携帯電話の使用に関する相談が多くなっています。トラブルを未然に防ぐためにも、身近で見守ることのできる周囲の力が重要です。

早めに相談を!!

多重債務には必ず解決方法があります。また、悪質商法にあつた場合や、契約で不審に思つた場合、1人で悩まず気軽に相談してください。

主な内容別相談 (平成21年度)

分類	件数	備考
金融・保険サービス	220件	多重債務・ヤミ金融など
運輸・通信サービス	82件	インターネット・携帯電話による不当請求など
商品一般	75件	架空請求はがき

新居浜市消費生活センター (市役所2階)
☎ 65-1206



改正貸金業法が施行されました

平成22年6月18日、改正貸金業法が施行されました。「貸金業法」とは、消費者金融などの貸金業者に関する規制などを定めた法律で、多重債務問題の解決を図ることなどを目的として施行されているものです。

改正のポイント

①借入総額が、年収の3分の1までに

現在、年収の3分の1を超える借り入れがある人は、借入総額が年収の3分の1未満になるまで新たな借入れが制限されます。ただし、住宅ローン・クレジットカードによるショッピングなど、制限の対象外となる取り引きもあります。

②一定額以上の借り入れでは、年収を明らかに

貸金業者1社のご利用限度額が50万円を超える場合、または複数の貸金業者からの借入合計が100万円を超える場合は、源泉徴収票、給与の支払明細書などの年収など

の資力を明らかにする書面の提出が必要です。

③専業主婦(主夫)の人は、配偶者の同意が必要に

専業主婦(主夫)の人は、配偶者の同意書・住民票などの証明書類の提出が必要です。また借入総額は、配偶者の借り入れと合計して、本人と配偶者の年収の合計の3分の1を超えない範囲内に制限されます。

④個人の信用情報の登録が必要に

個人の信用情報について、指定信用情報機関への登録が義務付けられます。登録にあつては、運転免許証などの本人確認書類が求められます。

⑤新たな借り入れの上限金利が20%以下に

出資法の上限金利が29.2%から利息制限法の上限金利と同じ20%に引き下げられます。これにより、新たな借り入れの上限利息は借入金額により、20〜15%となります。

多重債務などの相談は消費生活センターへお越しください。

消費生活センター (市役所2階)
☎ 65-1206



その「もうけ話」、 大丈夫ですか？

「未公開株」などの金融商品取引引きに関して、高齢者を中心にトラブルが発生しています。

『近々上場予定なので必ず値上がりすると勧誘されて未公開株を購入したが、調べたところ上場の予定はなかった』など、詐欺的な事例も目立っています。

未公開株とは？

証券取引所に上場していない企業の株を未公開株と呼び、その多くは創業者やその親族、取引先などといったところが保有しています。株式公開して



ないため、証券取引所で売買することはできません。

不審な勧誘を受けた場合は、消費生活センターへご相談ください。消費生活センター（市役所2階）

☎ 65・1206



●被害にあわないために

見覚えのない請求にビクビク！

●パソコンや携帯のトラブルについて

「身に覚えのない料金を請求された」、「クリックしたら、いきなり登録された」など、アダルトサイトや出会い系サイトからの悪質な請求に関する相談が増えています。

また最近では、未成年者がトラブルにあうケースも昨年度よりも多くなっているため、注意が必要です。

☆まったく契約した覚えがなければ、「料金請求」「登録」などと表示されても支払う必要はありませんので、無視しましょう。

☆業者へ連絡することは個人情報を知らせることとなりますので、絶対にやめましょう。

☆未成年者が利用する場合には、フィルタリングサービスを利用するなど親子でルールを決めてから利用するようにしましょう。

心配なことがあれば、消費生活センターへご相談ください。

消費生活センター（市役所2階）
☎ 65・1206



たくさんある支払方法

●クレジットカード払い

クレジットカードとは、消費者の信用に基づいて発行されるカードで、利用可能枠の範囲内であれば代金後払いで商品を購入することができるものです。支払方法は、翌月一括払い・ボーナス一括払い・分割払い・リボルビング払い(リボ払い)などがあります。最近では、カード発行会社がりぼ払いを勧めていることがありますが、月々の支払いを一定金額に設定すれば、利用の仕方にかかわらず支払額が一定になり残高がある限り支払いが終わらないので注意が必要です。

●電子マネー

電子マネーとは、文字通り「電子的なお金」のことで、お金そのものが電子的なデータに姿を変え、カードや携帯電話を利用して決済することです。

中には、クレジットカード決済の一種のものもあり、利用代金はクレ

ジットカードと合算して請求されるため、クレジットカードと同等の審査が必要とされています。

●オンラインデビット

商品購入時に銀行などの預金口座から即時(あるいは数日後まで)に引き落としによる支払いが行われます。ごく短期間の決済となるため、クレジットカードと違って一般的には審査はありませんが、預金残高がなければ支払いをすることができません。ただし、総口座やカードローン契約が付け加している場合は利用可能枠を用意することで、マイナス残高にはなりません。決済することができます。

気軽に使える支払い方法が増えたことにより、多重債務に陥りやすくなっています。利用する際は、利用規約などをよく読み、理解した上で利用しましょう。

わからないこと、不安なことがあれば消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター(市役所2階)
☎65-1206



11月は計量月間

新しい計量法が施行された11月1日は計量記念日、11月は計量月間です。

体温計、体重計、ガソリンメーター、電気・ガスメーターなど、私たちの暮らしは、計量・計測機器の正確さに支えられています。計量の大切さについて再認識しましょう。

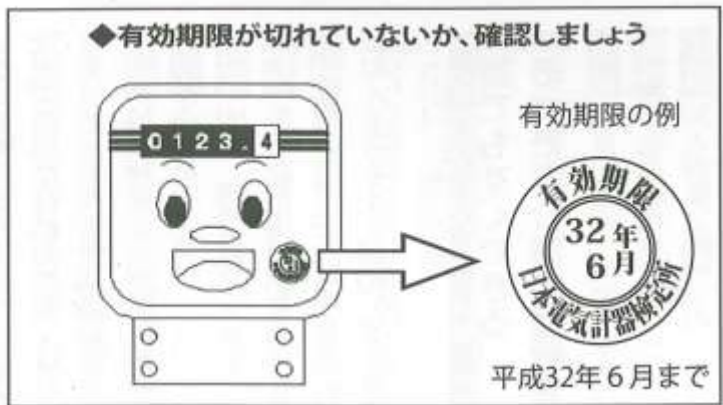
11月1日(月)から5日(金)まで市役所ロビー展で計量啓発の展示を行いますのでぜひ、ご覧ください。

☆証明用電気計器(子メーター)の有効期限が過ぎていませんか?

証明用電気計器(子メーター)とは、貸しビルやアパートなど

で、一括して電力会社に支払った電気料金を、電気の各戸の電気使用量に応じて分配するため使用されている計量器で、計量法で有効期限が定められています。

◆有効期限が切れていないか、確認しましょう





平成22年度上半期消費者生活
相談報告

上半期の相談内容の特徴

●通信サービスに関する相談が増加

インターネットや携帯電話の普及により、アダルトサイト・占いサイト・SNSなどを經由した不当請求や架空請求に関する相談が若者を中心に増加しています。

利用する場合は利用規約などを十分に確認し、覚えのない利用料金の請求やメールが来ても不用意に個人情報を知らせないようにしましょう。

●金融・保険サービスに関する相談

金融・保険サービスに関する相談とは、多重債務や未公開株、転換社債なども含まれています。こういった相談も、依然として増加しています。

多重債務は解決することができます。勇気を出して早めにご相談ください。

新居浜市では月に一度法律の専門家による多重債務法律相談を実施しています。詳しくは市政だよりの最終ページ「無料相談コーナー」をご覧ください。

●60歳以上の相談が多い

年代別では60歳以上の高齢者の相談が38%を占めています。外壁の工事や排水管掃除、お金や健康さらには孤独など、高齢者の不安をおおる手口が見られます。契約は1人で判断せず、身近な人に相談しましょう。

主な項目別分類 (平成22年度上半期)

分類	件数	主な内容
金融・保険サービス	113	多重債務 未公開株
運輸・通信サービス	76	インターネット不当請求 ワンクリック詐欺
工事・建物 建築・加工	29	屋根瓦修理 配水管掃除
教養娯楽品	26	資格教材 新聞購読



加熱式湯たんぽに注意!

全国的に湯たんぽに関する相談・事故情報が増加しています。就寝中の低温やけど事故や、最近では電子レンジやIHヒーターで加熱する湯たんぽに関する事故情報も、全国的に寄せられています。

●電子レンジのオート機能での加熱

オート機能で加熱した場合、表示時間よりも加熱時間が長くなり、袋が破れて高温になった内容物が漏れ出してしまうことがあります。

●IHなどで口金を閉めて加熱
直接加熱できる湯たんぽは、必ず口金が開いていることを確

認してから加熱しましょう。加熱方法を間違えると大変危険です。直接加熱は控え、ヤカンなどで沸かしたお湯を入れて使用しましょう。

注意事項が少しわかりにくい表示のものもありますので、自分で勝手に理解せず、しっかりと説明書や本体表示などを読み、事故防止に取り組みましょう。

「消費者のつどい」講演会

日時 1月21日(金) 14時～16時
場所 ウイメンズプラザ
テーマ 「みんなで取り組むまちづくり
～上勝町の挑戦～」
講師 藤井園苗(NPO法人ゼロ・ウェイ
ストアカデミー事務局長)
料金 無料



クレジットカードの現金化はダメ！

●クレジットカードの現金化とは...

クレジットカードのショッピング枠を利用して、キャッシングバック付き商品の購入という名目で、現金を手にする方法です。

●「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても...

◎結局は債務を増やし、支払困難に陥りかねません。

◎現金化によりクレジットカードが利用停止になる恐れがあります。

◎「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生！

●合法的サービスのように宣伝していますが...

◎「景品表示法を遵守していません」と表示があっても、現金化は景品表示法の景品に該当しないため、現金化が問題であることに変わりはありません。

◎「公安委員会の許可を受けています」と表示があっても、古物商としての許可を与えているに過ぎないため、現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。

「借りられない」「返せない」など、困ったときは慌てずに消費生活センターへご相談ください。



消費生活センター
☎ 65-1206



「消費生活モニター募集」

本市では、正しい情報の提供と学習の機会を設けるとともに、消費者からの生の意見・情報を市政に反映させるため、消費生活モニター制度を設置しています。

★平成22年度の主な活動

【講義】

・悪質商法の手口・解決策
・くらしと年金

・みんなで取り組むまちづくり

【施設見学】

・清掃センター

・学校給食センター

・本川発電所

【その他】

・一日計量巡視

・市民一斉清掃への参加

★モニター募集要項

●応募資格 市内在住の18歳以上で、応募日現在、本市の審議会などの委員になつていない人(公務員、商品製造、販売者は除く)

※男性大歓迎

●募集人員 20人程度

●募集期間 3月25日(金)(締切)

●委嘱期間 平成23年4月1日から2年間

●問い合わせ・申し込み
消費生活センター ☎ 65-1253



本川発電所での見学風景

